

平成 24 年度 第 1 回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 平成 25 年 3 月 7 日(木) 10:00～

2 場所 盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 B

3 出席者

(1) 審査会側

渡辺敏男 委員 中村良則 委員 佐々木久夫 委員 石堂 淳 委員

(2) 事務局(県)側

澤村建築住宅課総括課長 古館建築住宅課建築指導担当課長 小野寺主査
福地主任 天沼技師

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0 名

(2) 傍聴者 0 名

5 議事等

(1) 開会

1 開会

(建築指導担当課長)

ただいまより、平成 24 年度第 1 回岩手県建築審査会を開催いたします。事務局メンバーを紹介いたします。澤村建築住宅課総括課長、私は本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導担当課長の古館と申します。続きまして、建築指導担当主査小野寺、建築指導担当福地主任、同じく天沼技師です。

それでは、審査会の開催にあたりまして、澤村建築住宅課総括課長からご挨拶申し上げます。

2 挨拶

(建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導担当課長)

それでは、本日配布している資料のご確認をお願いします。

まず、「次第」と「委員・事務局名簿」を印刷したものが 1 枚、「建築基準法(抜粋)」、「岩手県建築審査会条例」、「岩手県建築審査会運営要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について(内規)」を 1 冊に綴じたものが 1 部、建築基準法第 48 条第 12 項ただし書きの規定による建築物の許可について、岩手県建築審査会の同意を求めるものが 1 枚、「諮問事項」1 部、「報告事項」1 部、「報告事項」1 部を委員の皆様へ配布してございます。

本日、お配りした資料に不足等ございましたら、事務局に申し出願います。

3 議事

(建築指導担当課長)

それでは次第 3 の議事に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第 3 条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは渡辺会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

【挨拶省略】

(会長)

始めに議事録署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第 2 条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は佐々木委員と中村委員にお願いします。

次に、本日議事の審査会の公開・非公開について、事務局から説明願います。

(小野寺主査)

本日は、審議事項 1 件、報告事項 2 件について議事を行ないます。

審議事項の「建築基準法第 48 条第 12 項ただし書の規定に係る案件」につきましては、法人の案件です。また、報告事項の「建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件」につきましては、地方公共団体の案件であることから審議事項と報告事項は「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1 の(2)、(3)に該当するため公開案件となります。報告事項の「建築基準法第 43 条ただし書に係る一括同意基準により許可をした案件」につきましては、個人情報が含まれていることから「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1 の(1)に該当するため非公開となります。

(会長)

事務局の説明のとおり、審議事項と報告事項は公開、報告事項は非公開とすることにご異議ありませんか。

〔各委員異議なし〕

ご異議がないようですので、審議事項、報告事項は公開、報告事項は非公開と致します。

なお、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」3 の(1)の規定により、公開案件である審議事項及び報告事項に係る議事を先に行い、報道機関等傍聴者の退席後に非公開案件である報告事項に係る議事を行なうこととなりますので、ご了解願います。

審議事項

(会長)

それでは、議案の審議に入りますが、議事の進行に関しまして、事務局から意見があるようですので提案願います。

(建築指導担当課長)

今回の議案につきまして、申請者でありますイオンタウン株式会社及び設計者が待機しております。

各委員におかれましては、直接質問をしたい場合もあろうかと思っておりますので、質疑応答に限り、回答させたいと存じますので、出席についてお諮りいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの提案に対して、ご質問・ご意見はございませんか。

[各委員異議なし]

(会長)

異議がないようですので、提案の通りとすることを認めます。

[イオンタウン(株)及び設計者入室]

(会長)

それでは、議案の審議に入ります。審議事項について、事務局から議案の説明をお願いします。

(建築指導担当課長)

それでは、審議事項についてご説明いたします。平成 25 年 2 月 28 日付け建字第 980 号で達増岩手県知事から岩手県建築審査会長へ建築基準法第 48 条第 12 項ただし書の規定による建築物の許可について、同意を求められており、

主な概要については、

- 1 敷地の位置 釜石市港町二丁目 51-41 の一部、
- 2 敷地の面積 28,996.66 m²、
- 3 主要な用途 物品販売業を営む店舗、
- 4 建物の概要

計画建築物

名称	構造	延べ床面積	最高の高さ
物品販売業を営む店舗 (自動車車庫部分)	鉄骨造 3 階建	39,400.23 m ² 9,421.00 m ²	23.79m
自転車置場(30 棟)	Al 合金平屋建	446.46 m ²	2.94m
	合計	49,267.69 m ²	

(建ぺい率 65.98% 容積率 135.88%)

5 理由

物品販売業を営む店舗については、工業専用地域内に建築してはならない建築物に該当し、建築基準法第 48 条第 12 項ただし書きの規定に基づく許可が必要となるものであるが、東日本大震災特別法第 15 条の規定により、「復興推進事業として、復興建築物整備事業を定めた復興推進計画について、大臣の認定を受けたときは、建築基準法第 48 条第 12 項ただし書きの適用において、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合」と読み替えることとなり、本申請建物については、釜石市が策定した復興基本方針に適合するとみとめられることから、許可しようとするもの。

具体の申請内容及び提案理由につきましては、小野寺主査からご説明いたします。

(小野寺主査)

それでは、申請内容及び提案理由につきましてご説明をいたします。

はじめに、今回の許可手続きの流れについて、ご説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。今回の手続きでは申請者であるイオンタウン株式会社から特定行政庁の県に対して平成24年10月22日に の許可申請の提出がありましたので、 許可申請書受付及び審査 公聴会開催手続き及び開催案内送付して、本年2月1日に の公開による意見の聴取の公告を行い、本年2月11日に 公開による意見の聴取を行っています。 が本日開催している建築審査会となり、結果を受けまして、許可又は不許可の手続ききとなります。

資料の3ページをご覧ください。

今回の申請は、用途地域が工業専用地域である計画地に物品販売業を営む店舗を計画しようとしているものです。建築基準法第48条第12項の規定により、工業専用地域においては、法別表第2(を)項の抜粋のとおり、今回申請の用途であるショッピングセンターは、物品販売業を営む店舗に該当しますので別表第2(を)項第五号から、建築できないこととなっております。

2ページに戻ります。

あいさつの中で話がありました、復興特区法と呼ばれる、いわゆる東日本大震災復興特別区域法における建築基準法の特例を記載しております。

今回はこの特区法第15条の規定により、特定地方公共団体である釜石市が復興推進事業として、工業専用地域内である釜石市港町二丁目地内の区域を復興産業集積区域として、商業施設を整備することとする復興建築物整備事業を定めた復興推進計画が策定されていることで、用途制限に係る特例を活用するもので、上段の建築基準法の抜粋は復興特区法による読み替えにより、特定行政庁である岩手県が、釜石市が策定した復興推進計画に今回の申請内容が適合すると認めて許可した場合は建築ができることとなります。

4ページをご覧ください。

復興特区法による建築基準法の用途制限の緩和に係る特例の考え方を説明する国の資料となります。

今回の申請については、特例措置として釜石市の復興推進計画に定められた基本方針に適合すると認められる場合は許可できることとなります。

5ページをご覧ください。

昨年8月3日に国の認定を受けました釜石市の復興推進計画となります。

中段の4復興産業集積区域は、今回の許可に係る計画地と同じ港町二丁目地内となります。

なお、資料15-2に別添の地図がありますが、今回の計画敷地よりも広い地域を区域設定されています。

次に、下段の復興建築物整備事業については、 の復興推進事業の内容として、工業専用地域においても用途制限の緩和を行うとされています。

6ページをご覧ください。

の特別の措置の内容として、今回の許可手続きにより用途制限の緩和を行うとされています。

その下の部分が、基本方針となります。

基本方針は、工業専用地域において、大規模商業施設を整備するとしております。

それでは、次に申請内容について説明します。

資料の7ページをご覧ください。これは申請の概要です。申請者は、千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオンタウン株式会社 代表取締役社長です。

釜石市は、盛岡市より南東へ約110km、本県の沿岸部に位置しており、人口は約37,000人となっております。

申請敷地は釜石市役所より南側に1.0kmほどに位置し、東側は釜石湾、西北側にかけて商店飲食店等が存在する市街地、南側には工業専用地域を含む工場が隣接し、また、北側に国道45号線があり市内すべてに連絡する基幹道路があります。

なお、計画敷地は、旧新日鉄釜石製鉄所が所有する土地の一部を利用し建設するものであります。

8ページをご覧ください。

申請敷地と用途地域の関係でございます。

地名地番は、釜石市港町二丁目51-41の一部を利用するものです。

敷地面積は、28,996.66㎡で、右下の図の通り、斜線で示す今回の計画敷地は、工業専用地域及び商業地域となっており、北側が既存の商店街、飲食店街に隣接する計画となっております。

なお、建築基準法第22条の屋根不燃区域にも指定されております。

9ページをご覧ください。

敷地における建物の配置図となります。ショッピングセンターへの進入計画は、商業施設と工業専用地域側の釜石市道から駐車場に入る計画となっております。

また、小さな四角いものが駐輪場となり合計30棟計画されています。

10ページをご覧ください。

ショッピングセンター1階平面図になります。北側は歩行者が既存商店街から店舗に入る入り口、南側は自動車により進入した場合の屋内駐車場となっております。

店舗部分の床面積は4,959.76㎡、自動車の駐車場部分の床面積は9,421㎡、構内車路通路の床面積は2,359.36㎡、駐輪場の床面積は446.46㎡のアルミ合金造平屋建てとなっております。

なお、申請の計画では、自動車の駐車台数328台、自転車の駐車台数555台が計画されています。

また、店舗への商品の搬入については、工業専用地域側の市道を通行して、建物南側から行うように計画されています。

11ページをご覧ください。2階は店舗となり面積16,181.9㎡です。12ページをご覧ください。3階も店舗となり面積15,842.37㎡です。

13ページをご覧ください。建物屋上部分で屋上避難広場が計画されており、床面積は56.

84㎡です。延べ床面積39,400.23㎡の鉄骨造3階建てとなっております。合計延べ床面積は、49,267.69㎡となっています。

なお、屋根は、法の基準に則した金属製の燃えない材料を使用する計画となっております。

14ページは立面図となっております。

上段の北西側立面図は、既存の商店街側から見たもので、中央部分が歩行者用の入り口、右側の橋上になっている部分が自動車による入り口です。

下段は工業専用地域の入り口側から見たものとなっております。

最後に、ショッピングセンターの計画としては、営業時間が午後7時から午後11時まで、販売品目は衣料品、家電、生活雑貨及び食品となっております。

次に県の審査における検討結果、及び公開による意見の聴取の際に提出された意見への対応について説明いたします。

15-1ページをご覧ください。

今回の許可申請に係る検討については、釜石市が策定した復興推進計画の内容について3点検討しております。

第一に、釜石市が策定した復興推進計画の基本方針に適合するか否かについて、適合すると判断する理由ですが、資料6ページに記載する建築物の整備に関する基本方針では、釜石市東部地区の工業専用地域において、大規模商業施設を整備することとされていますが、今回の計画では、ショッピングセンターだけの面積でも39,400.23㎡で、県の大規模集客施設に係る手続きを要する大規模な商業施設であることから、基本方針に適合すると判断できます。

第二に、復興推進計画に沿った計画の目標に沿っているか否かについては、敷地に商業施設を含む計画とすること、店舗の入り口を既存商店街側に計画することから、計画の目標である、隣接する既存商店街、飲食店エリアへの人の流れを創出することに沿った計画であると判断できます。

第三に、復興推進計画に位置付けられた復興産業区域に適合するか否かについては、15-2ページのとおりに、復興産業集積区域である釜石市港町二丁目地内に計画敷地が含まれることから適合していると判断できます。

以上のことから、釜石市が策定した復興推進計画の基本方針に適合すると判断できると考えております。

なお、計画では、工業専用地域であることから、既存の工場等への影響として交通渋滞の検討をしておりますが、45号線側からの進入に際して、大規模な渋滞が発生しないことを交通量解析により確認されているとともに、先ほど申し上げました大規模集客施設の手続きにおきましても、案内看板の設置等、渋滞への対応について更なる対応が図られるものと考えています。

また、商品の搬入についても、工場の搬出入の障害とならないよう可能な限り時間の調整に努めるとのことです。

16ページをご覧ください。建築基準法第48条第14項の規定により、ただし書の許可をする場合には、あらかじめ、利害関係を有する者から公開により意見の聴取をすることとされています。

「利害関係を有する者」の範囲については、県では昭和 48 年の行政例規による「敷地の周囲 100m以内に土地建物を所有する者」及び「敷地の周囲 100m以内に居住する者」として運用しております。

先ほども申し上げましたが、公開による意見の聴取については、2月 11 日に釜石市青葉ビル 1 階研修室にて開催しております。

当日は利害関係者 9 団体 11 名の出席をいただき、5 つの意見の提出がありました。

当日の意見と申請者の対応及び検討結果についての一覧表をまとめたものが 17 ページとなります。

1 つ目は、工業専用地域において、来店者等による交通渋滞が懸念されることとの意見です。

意見についての申請者の対応については、資料の中央の列になりますが、県の大規模集客施設の立地誘導等に関する条例でも同様の意見がありましたので、計画時および事業開始後においても、申請者として対応されるものと考えております。

県といたしましては、釜石市の復興推進計画にあります、工業専用地域に商業施設を設置することへの反対意見ではないことから、許可に際して支障がないと考えております。

2 つ目の飼料製造時に発生する臭気、騒音及び粉塵について、工業専用地域として事業を行っているので理解をいただきたいとの意見については、県といたしまして、計画地が工業専用地域であることから、既存の工場の事業が優先されるべきと考えており、商業施設の内部においては臭気騒音については問題がなく、粉塵についても設置の趣旨から、申請者において対応すべきのものと考え、許可に際して支障がないと考えております。

3 つ目の意見は、近隣の工場において精密作業をしていることから、商業施設工事中の振動について配慮を願いたいとのことです。

県といたしましては、意見を踏まえた施行計画を作成したうえで工事が行われるものと考えており、工場事業者と工事施工者との協議により解決されるもので、許可に際して支障がないと考えております。

4 つ目の意見は、施設屋上の避難広場については、当該商業施設のイオンタウン利用者だけでなく地域の避難のために有効活用を願うとのことです。

この意見に対しては、申請者からも災害発生時に避難場所として開放するとの対応があり、また、市の方を含めて今後防災避難計画が策定されるものと考えており、許可に際して支障がないと考えております。

5 つ目は、子供の通学等の交通安全に配慮願うとのことです。

工業専用地域内においては、旧新日鉄敷地で釜石市の市道も袋小路となっており、現在も一般の歩行者の通行やスクールゾーンとなる経路はありませんが、ショッピングセンターの市街地側からの進入経路となる商業地域側は一般交通があります。

子どもの通学等に係る安全確保については、申請者の対応にあるとおり誘導員が配置されるこ

とから、浸水により被災した状況の歩道については、今後、釜石市が復旧工事を実施することですので、更に安全が確保されるものと考え、許可に際して支障がないと考えております。

以上5つの意見において、工業専用地域において商業施設を建築することについては、利害関係者から反対意見の発言はなかったこと及び適切に対応される見込みであることから、許可に際して支障のないことでまとめさせていただいております。

なお、許可の前提となる消防機関からの同意も得ております。

これらのことから、本申請建物については、釜石市が策定した復興基本方針に適合するとみとめられることから、県といたしましては許可しようとするものです。

以上で審議事項の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願い致します

(会長)

ただいま事務局から説明に対して、ご質問・ご意見はございませんか。

(佐々木委員)

申請場所については、3月11日の津波で浸水した区域となるのか。

また、屋上避難広場が計画されていることについて、問題がないか。

(イオンタウン㈱)

申請場所については、浸水した区域となることから、1階部分をピロティー及び駐車場などを計画し、物品販売をする売り場を2階以上に配置し避難路を確保していることから屋上まで避難できるよう配慮した計画をしています。

また、屋上避難広場については、建物を3階建てにすることにより、浸水した高さより建物の高さが高くなることから、一時的な避難場所となり問題ないと考えております。

(中村委員)

申請建物の高さについては、どのくらいの高さが伺いたい。

(イオンタウン㈱)

申請建物の高さについては、2階床高さが7m及び3階床高さが15mを予定しています。また、屋上については、約20mを超える計画をしています。

(佐々木委員)

復興産業集積地域について、どんな建物を建ててもよいのか。

また、今後、同様の許可申請が提出されるか。

(小野寺主査)

復興に資する建築物であり、復興推進計画に定められた建築物であれば用途規制の緩和を受けることができます。

今後の許可申請等の予定は未定です。

(会長)

道路状の部分を敷地に入れなければならなかった理由はあったのですか。接道の問題ですか。

(イオンタウン株)

市街地側の商業地域のエリアと工業専用地域は3m近く段差があり、車の乗り入れが出来ないためです。市街地側からのお客様を呼ぶために、スロープを設けています。

(佐々木委員)

何かあった場合に避難するのは、借地した道路のほかにありますか。

(イオンタウン株)

市街地側のこれからの開発・復興と並行して考えていくことにはなりますが、何かあった場合の避難については、市街地側スロープを設けています。

また、隣接地に釜石市で立体駐車場の整備予定なことから、市街地側から、階段を介して、避難することが可能となります。

(佐々木委員)

工業専用地域側にも道路がありますが、そちらにも接道はしていますか。

(イオンタウン株)

工業専用地域側に市道がありますので、そこから1階のピロティーに入れます。

(佐々木委員)

工業専用地域側の市道についても、万が一の避難路として考えているのですか。

(イオンタウン株)

そのように考えております。

(会長)

通常の売り場面積は16,000㎡くらいですか。また、駐車場は350台くらいですか。

(イオンタウン株)

通常の売り場面積は20,000㎡越です。また、敷地内の駐車場については、記載とおり(328台)でございます。また、隣接地に駐車場を確保しております。なお、市街地側にも釜石市で立体駐車場を整備予定なことから、一緒に使わせていただく計画です。

(佐々木委員)

学校はどこにありますか。

(小野寺主査)

添付の案内図からは外れていますが、北の方にあります。通学路には基本的になっていませんが、既存の商店街がありますので一般通行には供されています。

(佐々木委員)

開店は朝7時からですか。

(イオンタウン株)

イオングループの核になるテナントは朝7時から夜11時までを予定しておりますが、その他の一般テナントは現在9時から10時くらいの開店で現在調整中です。通路側には誘導員を設置する予定です。

(中村委員)

敷地はもともと工業専用地域であり、商業施設は建てられないが復興計画があるため特例として商業施設の建設を認めるということであるが、釜石の復興推進計画というのは既に認可されています。その上で、改めてこの審査会で審査することは、さらに適法であるかという判断をすることですか。

(建築住宅課総括課長)

現在の計画が、この復興推進計画に合致するかを判断するものです。

(中村委員)

審査すべき基準はなんですか。

(建築指導担当課長)

復興推進計画が大臣認定を受けた場合に、その中に決められた整備に関する基本方針に合っていれば、基準法のただし書きに該当するという組立てですが、復興推進計画の特例に沿った整備計画かどうかは大臣が認めるかどうかになります。工業専用地域にある復興推進計画の一般的な考え方というのを国で示していますが、それに合うかどうかの判断は大臣が認めるものと考えております。大臣が認めた基本方針に合っているかどうかを行政庁として判断して、許可になるかを検討するという分担と考えております。特定行政庁としては復興推進計画に定められた基本方針に合っているかどうかの観点から、合っていると判断して許可したいと考えております。

(中村委員)

釜石市は都市計画を変える予定はないのでしょうか。大規模施設を作るのであれば工業専用地域の用途を変えればよいと思うのですが。

(建築指導担当課長)

都市計画の変更というのは時間が掛かるものであり、復興を早めるために特例を使って進めたいという意向を聞いておりますが、変更予定の有無は確認しておりません。

(佐々木委員)

ピロティー部分は、車が通りますか。

(イオンタウン㈱)

ピロティー部分については、近接している工場等の従業員が利用する構内通路となっていることから車が通行は可能です。

(佐々木委員)

構内通路を敷地を含めて建築基準法上は問題がないか。また、従業員の通勤する車が通行するのか。

(小野寺主査)

構内通路については、近接している工場等の従業員も利用する通路として計画しており申請者であるイオンタウン㈱で導線等のすみ分けをしています。また、安全性確保については、構内通路として利用することで建築基準法上も問題ないと伺っています。また、構内通路を利用する車については、一日数台程度で資材を運搬する車の通行のためであると聞いています。

(石堂委員)

屋上避難広場の収容人数はどのくらいですか。

(イオンタウン㈱)

屋上で1,000坪ほどありますので、非常時は1坪当たり2人としても最低2,000人は入ると思います。

(会長)

特例で許可するにしても、都市計画に位置付ける必要があると思います。将来的には都市計画との整合性を取ることを意見とさせていただきたい。

(建築住宅課総括課長)

意見をいただいたことを釜石市に伝えます。

(石堂委員)

復興推進計画の目標の中で、人の流れの創出があるが、交通量等の変化が出てくると思う。従来無かった交通の変化が出ることになり、リスクを伴うと思うが検討はしていますか。

(イオンタウン㈱)

大規模小売店舗立地法及び関係条例の手続きの中で、説明会を開催し、意見徴収する予定です。また、道路管理者と協議を進めており、意見を伺って対応させていただきたいと考えている。

(会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。

審議事項の「建築基準法第 48 条第 12 項ただし書の規定による同条第 14 項建築物の許可」については、原案に同意することでご異議ありませんか。

〔各委員異議なし〕

ご異議がないようですので、審議事項の「建築基準法第 48 条第 12 項ただし書の規定による同条第 14 項の建築物の許可」につきましては、原案どおり同意することに決定いたしました。

〔イオンタウン等退室〕

報告事項

(会長)

それでは、つづきまして、報告事項に入ります。

はじめに報告事項 「建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について、岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件について」事務局から説明願います。

(小野寺主査)

報告事項 「建築基準法第 56 条第 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について」岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした 2 案件についてご説明いたします。

1 件目の案件については、一関市^{らんぱいちやう}蘭梅町 46-4 申請者 一関市長から申請のありました日影による建築物の高さの制限による建築物の許可について、資料 5 ページにありますように岩手県建築審査会持回り審査要領第 4 条に基づき合議結果を報告いたします。

今回の申請建築物については、資料 6 ページに記載してありますとおり、岩手県建築審査会持回り審査要領第 2 条第 1 号に規定する持回り審査事項の対象建築物等になることから、同要領に基づき資料 8 ページのとおり持回りで委員全員に合議したものであります。

資料 9 ページは、委員全員の合議を得て、平成 24 年 6 月 6 日付け建字第 52-15 号により同意したものであります。また、資料 10 ページは、平成 24 年 6 月 12 日付けで許可をした通知書の写しです。

2 件目の案件については、岩手郡滝沢村^{うかい たきむかい}鶴飼字滝向 11 番 1 他 11 筆 申請者 滝沢村長から申請のありました日影による建築物の高さの制限による建築物の許可について、資料 5 ページにありますように岩手県建築審査会持回り審査要領第 4 条に基づき合議結果を報告いたします。

今回の申請建築物については、資料 6 ページに記載してありますとおり、岩手県建築審査会持回り審査要領第 2 条第 1 号に規定する持回り審査事項の対象建築物等になることから、同要領に基づき資料 16 ページのとおり持回りで委員全員に合議したものであります。

資料 17 ページは、委員全員の合議を得て、平成 24 年 6 月 6 日付け建字第 52-13 号により同意したものであります。また、資料 18 ページは、平成 24 年 6 月 14 日付けで許可をした通知書の写しです。

なお、許可通知後に許可内容の一部変更したい旨の報告があり、内容を審査した結果、当初許可の範囲内と認められることから、変更について受理したことを併せて報告いたします。

変更内容は、申請建築物の配置変更及び平面計画の変更です。当初申請は図面 21 ページにありますように、申請建物である柔剣道場に続く渡り廊下が途中から折れ曲がっていたものを図面 28 ページにありますように、柔剣道場に続く渡り廊下を直線にするものとなっています。

資料 19 ページは、許可の変更について受理した旨の通知です。

以上で報告を終わります。

（会長）

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

〔各委員特になし〕

公開案件の議事は以上となります。以降の議事については非公開となりますので、傍聴者並びに報道関係者の方々はご退室をお願いします。

報告事項

（非公開につき議事録省略）

以上をもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
以降の進行は事務局にお返しします。

5 閉会

（建築指導担当課長）

皆様大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 24 年度第 1 回岩手県建築審査会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ご審議いただき誠にありがとうございました。